

第2回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月6日（火）午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員（21名）

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	5 番 仁賀木 義文	6 番 池尻 律芳
7 番 平井 照也	8 番 塩塚 義治	9 番 樋口 重樹
11 番 國武 覚	12 番 溝田 耕一	14 番 八田 久男
15 番 田形 隆徳	16 番 大津 達喜	17 番 伊藤 正博
18 番 小川 哲郎	19 番 松本 敬介	20 番 井手 洋一
21 番 原 義博	23 番 堤 正義	24 番 月足 靖彦

4. 出席最適化推進委員（10名）

2 番 池田 和本	8 番 馬場 一登	13 番 中嶋 壽敏
14 番 松延 清隆	16 番 延 和洋	22 番 久木原 美成
23 番 馬渡 高人	24 番 古賀 則夫	29 番 益本 秀明
35 番 野中 昭男		

5. 欠席委員 農業委員（3名）

10 番 高山 和典	13 番 仁田原 一太	22 番 丸林 京市
------------	-------------	------------

6. 欠席委員 最適化推進委員（0名）

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 3号 農地改良行為の届出について

報告第 4号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃花
 上陽支所 近藤 大生 星野支所 山口 輝信 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

皆様こんにちは。会議に入る前に令和 6 年 1 月 19 日に宗像ユリックス大ホールにおきまして、令和 5 年度の福岡県農業委員会研修大会が開催されました。そのなかで、八女市農業委員会からは委員 17 名・事務局 2 名の計 19 名で参加いたしました。内容につきましては、農業委員長期在職者表彰というものがあまして、八女市農業委員会からは、矢部村の仁田原一太さんが推進委員も含めて約 20 年以上の在職年数という事で、農業委員会会長表彰を受けられました。それから私たち八女市農業委員会としましては、農業者年金の加入推進活動表彰という事で、新規加入者数が第 1 位（加入者数が年間 9 名）でありましたので表彰をいただきました。それから、全国農業新聞普及活動という事で、1 月から 12 月までの平均普及部数が 1 位でありましたので優秀賞の表彰を受けました。そのほか講演会がありまして、座談会の在り方について従来のやり方を少し見直して地域計画の策定等、意見の出やすい農業委員会としての対話的な座談会を開くべきだという講演をいただきました。以上が先日の宗像ユリックスの研修大会の報告であります。それでは本日は令和 6 年度第 2 回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第 1 ・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 21 名、

農地利用最適化推進委員 10 名 であります。

会議規則第 6 条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議 長	日程 第２・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１７番 伊藤 正博 委員、１８番 小川 哲郎 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第３・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。 （案件朗読） 事務局朗読のとおり報告３件・議案４件を一括議題といたします。 それでは１ページをお願いします。 報告第２号 農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について通知の説明を事務局よりお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第１８条第６項の規定による通知の報告については９件です。総合計については、３ページをご確認ください。 解約のあった土地１９筆のうち田９筆、畑１０筆、合計面積２０，９３４㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 ４ページをお願いします。 議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請書の処理について番号１番の説明を最適化推進委員２番お願いします。

推進委員 2 番	番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の高齢による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を農業委員 7 番お願いします。
農業委員 7 番	番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 8 番お願いします。
推進委員 8 番	番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

推進委員 8 番 議 長	異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を最適化推進委員 8 番お願いします。 番号 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
推進委員 8 番 議 長	異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 5 番について、農業委員 3 番は八女市農業委員会会議規則 11 条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げてくださいようお願いいたします。 それでは最適化推進委員 8 番説明をお願いします。 番号 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の耕作不便と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長 推進委員 8 番	異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 農業委員 3 番は、元の席にお戻りください。 続いて番号 6 番の説明を最適化推進委員 8 番お願いします。 番号 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 7 番の説明を農業委員 1 番お願いします。
農業委員 1 番	番号 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を農業委員 4 番お願いします。
農業委員 4 番	番号 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 1 4 番お願いします。
推進委員 1 4 番	番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号１０番の説明を最適化推進委員１６番お願いします。
推進委員 1 6 番	番号１０番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号１１番の説明を農業委員１８番お願いします。
農業委員 1 8 番	番号１１番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要 望と、譲り受け人の耕作の利便による所有権移転贈与の申請で す。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号１２番の説明を農業委員１８番お願いします。

農業委員 1 8 番	番号 1 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 1 3 番の説明を最適化推進委員 2 2 番お願いします。
推進委員 2 2 番	番号 1 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 1 4 番の説明を最適化推進委員 2 3 番お願いします。
推進委員 2 3 番	番号 1 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 1 5 番の説明を最適化推進委員 3 5 番お願いします。

推進委員 3 5 番	番号 1 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親から受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 9 ページをお願いいたします。 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、農業委員 6 番・1 4 番は八女市農業委員会会議規則 1 1 条の議事参与に抵触する事案でありますので席を下げていただきますようお願いいたします。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が 1 件、利用権設定の案件が 1 0 0 件でございます。 番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。 1 0 ページから 3 8 ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は 1 年から 2 0 年までの新規、再設定、合わせて利用権設定 件数 1 0 0 件。総合計については、3 8 ページをご確認ください。利用権を設定する土地 3 0 5 筆、合計面積 2 6 8, 8 8 5. 3 1 m²です。 今回は新規営農の案件がございましてのでご説明いたします。 3 1 ページをお願いします。 番号 8 0 番についてご説明いたします。貸人より、借り人へ 5 年間の賃貸借権設定の申請です。 借り人についてご説明いたします。新規営農でいちごを栽培される予定です。いちご農家の下で栽培や管理等に関する指導を受け

議 長	ており、農作業の知識を身につけられております。出荷先は J A を予定されています。説明は以上です。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 関係する 2 名の委員は席にお戻り下さい。 それでは 3 9 ページをお願いします。 報告第 3 号 農地改良行為の届出について番号 1 番の説明をお願いします。
事務局	番号 1 番についてご説明いたします。 申請地は、八女市津江にあります八女人形会館より南東へ 1 0 0 メートルほど進んだ農地になります。 この土地は耕作不便ということで 4 0 センチほど盛り土をして野菜を作られる計画です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 続いて番号 2 番について説明をお願いします。
事務局	番号 2 番についてご説明いたします。 申請地は、八女市役所立花支所より南へ 9 0 0 m ほど進んだ農地です。この土地を客土しゆずの作付けをされる予定です。隣接農地の同意報告もございます。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 続いて番号 3 番について説明をお願いします。

事務局	番号3番についてご説明いたします。 申請地は、八女市役所星野支所から西に約5kmに位置する小野地区広瀬集落から、市道大山線を南東へ1kmほど進んだ農地です。この土地を客土し茶の作付けをされる予定で、計画面積は1,000㎡です。隣接農地は、同一所有者のため同意の必要はございません。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 40ページをお願いします。 報告第4号 農地法施行規則第29条の規定による報告について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1番についてご説明いたします。申請地は、べんがら村より南西へ400mほど進んだ農地になります。面積1571㎡のうち120㎡を農道用地として利用されます。 南東に隣接する畑で水稻の苗床として利用されています。これまで通路が狭く一輪車で運んでいましたが、今回申請地に農道を作り効率的な運搬を目的とされます。隣接農地はありません。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 41ページをお願いします。 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分について説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。
議長	続いて最適化推進委員24番説明をお願いします。

推進委員 2 4 番	番号 1 番についてご説明いたします。 申請地は、黒木町木屋にある特別養護老人ホーム桜の里から東南に約 1 5 0 0 m に位置する農地です。（議案書朗読）この土地に杉の植林を目的とした申請です。隣接地は山林及び原野に囲まれ、農地はありませんので問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 2 3 番お願いします。
推進委員 2 3 番	番号 1 番についてご説明いたします。 1 月 2 9 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については地下への自然透水及び自然流下により排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 4 2 ページをお願いいたします。 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の農地区分について説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、既存敷地の 2 分の 1 を超えない拡張であるため例外的に許可可能であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員 8 番説明をお願いします。

推進委員 8 番	番号 1 番についてご説明いたします。申請地は、八幡小学校より西へ 200 メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を賃貸借で譲り受けられ、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 13 番お願いします。
推進委員 13 番	番号 1 番についてご説明いたします。 1 月 25 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については、自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	1 種と判断します。内容は 1 番と同じです
議 長	続いて農業委員 3 番説明をお願いします。
農業委員 3 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、北国武集会所より北西へ 100 メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を無償で譲り受けられ、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を推進委員 14 番お願いします。

推進委員 1 4 番	番号 2 番についてご説明いたします。1 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については、自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて農業委員 3 番説明をお願いします。
農業委員 3 番	番号 3 番についてご説明いたします。申請地は、南国武公民館より南西へ 2 0 0 メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を使用貸借で譲り受けられ、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあります。水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 1 4 番お願いします。
推進委員 1 4 番	番号 3 番についてご説明いたします。 1 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については浄化槽で処理され、雨水とともに東側側溝を経由して、水路へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。

議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号４番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第３種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員６番説明をお願いします。
農業委員 6 番	番号４番についてご説明いたします。申請地は、八女市山内の山内郵便局より西へ５０メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を無償で譲り受けられ、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員４番お願いします。
農業委員 4 番	番号４番についてご説明いたします。 １月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については、自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

事務局	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号5番について農地区分の説明をお願いします。 農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員16番説明をお願いします。
農業委員16番	番号5番について説明いたします。申請地は、八女市大籠の見崎中学校の道を挟んで東側の農地になります。（議案書朗読） この土地を譲り受けられ、学童保育所用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員4番説明をお願いします。
農業委員4番	番号5番についてご説明いたします。 1月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については浄化槽で処理され、雨水とともに道路西側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号6番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	2種と判断します。内容は5番と同じです
議 長	続いて農業委員2番説明をお願いします。

農業委員 2 番	番号 6 番についてご説明いたします。申請地は、八女市蒲原の主要地方道佐賀八女線の湯気の下交差点より北東へ 1 0 0 メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を譲り受けられ、資材置場用地として利用するための申請です。 隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 6 番お願いします。
農業委員 6 番	番号 6 番についてご説明いたします。 1 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 7 番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。
議 長	続いて推進委員 1 6 番説明をお願いします。
推進委員 1 6 番	番号 7 番についてご説明いたします。申請地は、筑後市にあります八女西部クリーンセンターより北東へ 3 0 0 メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を譲り受けられ、倉庫用地とするための申請です。

議 長	隣接する農地はありません。地元の水利の承諾はとれております。
農業委員 6 番	現地調査の報告を農業委員 6 番お願いします。 番号 7 番についてご説明いたします。 1 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については浄化槽を設置されます。埋設型調整池を経由し、雨水とともに西側水路へ排水されます。 埋設型調整池は 1 2 m × 4 0 . 5 m、高さ 1 . 6 1 m の 7 8 2 立方メートルの容量です。1 時間当たり 1 5 1 m m の雨量で設計をされています。平成 2 4 年九州北部豪雨災害では、黒木町で 1 時間当たりの雨量が 9 1 . 5 m m となっており、比較すると 1 時間当たり 5 9 . 5 m m ほど余裕があります。この調整池を設置することにより排水による周辺農地の影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。 はい、2 1 番どうぞ。
農業委員 2 1 番	確認したいのですが、全体計画面積 8 , 4 1 4 m²とありますがここに大きな倉庫を一つ建てるのですか。それともほかに何かに利用されるのですか。
事務局	資料を見ていただきたいのですが、土地利用計画図によると申請地に倉庫を 4 つ建てる計画となっております。
議 長	ほかにございませんか。なければ質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

事務局	続いて番号８番について農地区分の説明をお願いします。
議 長	第３種農地と判断します。内容は４番と同じです。
推進委員 1 6 番	続いて最適化推進委員 16 番説明をお願いします。 番号８番についてご説明いたします。申請地は、八女市鵜池の岡山小学校より北へ３００メートルほど進んだ農地になります。 （議案書朗読）この土地を譲り受けられ、共同住宅用地１棟８戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 13 番お願いします。
推進委員 1 3 番	番号８番についてご説明いたします。 １月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側水路へ排水される計画です。隣接農地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号９番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長	続いて最適化推進委員 29 番説明をお願いします。
推進委員 29 番	番号 9 番についてご説明いたします。申請地は、立花中学校より南東へ約 300 メートルに位置する農地です。（議案書朗読） この土地を、所有権移転売買をされ、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はなく営農に影響はないと判断しています。また、水利の承諾は得られております。
議 長	現地調査の報告を農業委員 21 番お願いします。
農業委員 21 番	1 月 25 日に現地調査を行った結果、一般住宅の計画であり、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、申請地の南側市道沿いに新たに設置される集水桝と横断暗渠を介して、既設水路へ排水する計画です。雨水も自然流下により、同じ集水桝へ流入させ既設水路へ排水する計画です。なお、隣接地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で総会議案の審議は全て終了しました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。

	(閉会宣言 2時59分) 令和6年2月6日 議 長 月 足 靖 彦 17番 伊 藤 正 博 18番 小 川 哲 郎
--	---